

利用者負担上限額の 管理事務について

この資料は、令和4年7月現在でのデータ、考え方に基づき作成したものです。本書の内容については、今後変わる可能性がありますので、ご注意ください。

目次

目次	1
I 利用者負担上限額管理事務について	2
1 基本的な考え方	2
2 上限額管理の対象となる事業	2
3 上限額管理が必要となる利用者	2
4 上限額管理事業所の優先順序について	4
5 利用者負担上限額管理事業所の届出	6
6 利用者負担額一覧表の作成について	9
7 利用者負担上限額管理結果票	12
8 上限額管理事務の手順	16
9 上限額管理事務にかかる留意事項	19
II 上限額管理加算について	20
1 上限額管理加算の基本的な考え方	20
III 上限額管理結果の選択方法（例）	21
1 全て障害福祉サービス事業所または障害児支援の場合	21
2 障害福祉サービス事業所、地域生活支援事業所の場合	23
3 障害福祉サービス事業所、地域生活支援事業所の場合	25
4 全て地域生活支援事業所の場合	27
【参考】各種様式	29

I 利用者負担上限額管理事務について

1 基本的な考え方

障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）、障害児通所支援及び地域生活支援事業を利用した場合、利用者はサービスに係る費用に応じた定率負担（1割）をすることになっています。

なお、利用者負担には、世帯の課税状況や本人の収入額等に応じて利用者負担上限月額が設定されており、1ヵ月間に利用したサービスの量にかかわらず、利用者負担上限月額以上の負担は生じません。

受給者が1事業所のみを利用する場合、その事業所のみで利用者負担額が上限月額を超えないように管理することができます。しかし、複数の事業所を利用した場合に各事業所で上限月額まで定率負担分をとってしまうと、合計で利用者負担上限月額を超えてしまうことになります。

そこで利用者負担額をとりすぎることがないように、提供するサービスの種類によって利用者負担額を徴収する優先順序を定め、優先順序の高いサービス事業所から順に、上限月額に到達するまで利用者負担額を徴収する方法で対応しています。

姫路市においては、障害福祉サービスのみでなく、地域生活支援事業に係る定率負担も含めて利用者負担上限月額の合算対象とし、上限額管理事業所が管理する方法をとっています。

2 上限額管理の対象となる事業

上限額管理の対象となる事業は、障害福祉サービス（重度障害者等包括支援事業、療養介護事業以外）、障害児通所支援及び地域生活支援事業の一部が対象となります。

障害福祉サービス	○居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護 ○生活介護 ○短期入所 ○施設入所支援 ○共同生活援助 ○自立訓練 ○就労移行支援 ○就労継続支援（A型・B型） ○就労定着支援 ○自立生活援助
障害児通所支援	○児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援 ○居宅訪問型児童発達支援
地域生活支援事業	○移動支援 ○地域活動支援センター ○福祉ホーム ○訪問入浴サービス ○日中短期入所 ○タイムケア

3 上限額管理が必要となる利用者

障害福祉サービスの利用者すべてが上限額管理の対象者となるのではなく、次の(1)・(2)の両方に該当する利用者について、上限額管理事務が必要となり、上限額管理事業所を定める必要があります。

- (1) 障害福祉サービス受給者証、（障害児）通所受給者証及び地域生活支援受給者証の「利用者負担上限額管理対象者該当の有無」欄に「該当」または「有」と記載してある者。
※市が支給決定時に、決定支給量から計算し、定率負担（1割）が利用者負担上限月額を超える可能性があるとして認定した者。
- (2) 複数の事業所を利用している者。または、1事業所のみ利用であるが、短期入所・日中短期入所の支給決定がされているため、複数の事業所を利用する可能性がある者。

【受給者証の確認】

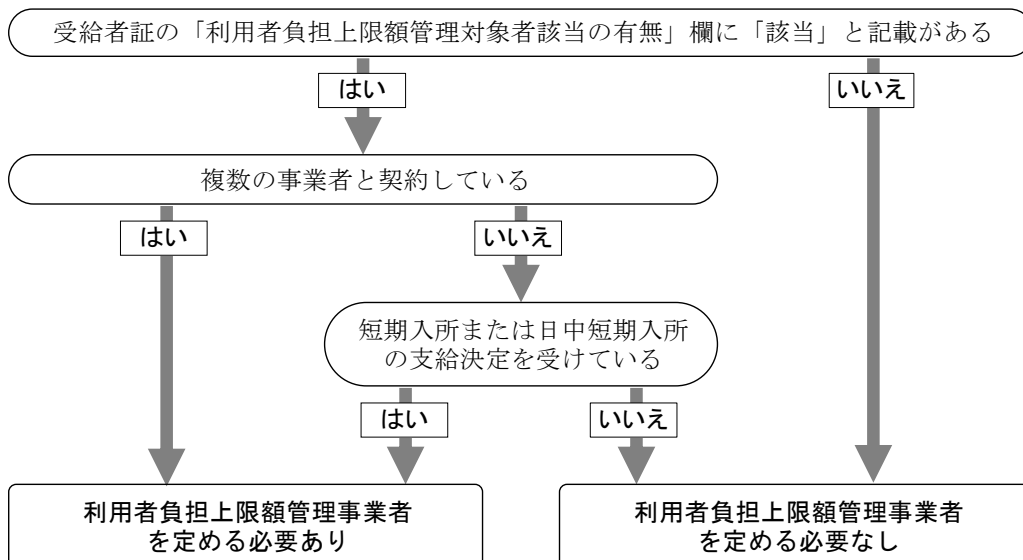
【障害福祉サービス受給者証】

【地域生活支援事業受給者証】

利用者負担に関する事項		利用者負担に関する事項	
負担上限月額	円	利用者負担 上限月額	円
適用期間		適用期間	
食事提供体制加算対象者		利用者負担上限額管理対象者該当の有無	有
適用期間		利用者負担額上限管理事業者名	
利用者負担上限額管理対象者該当の有無	該当	利用者負担上限額管理対象者である場合は、「該当」または「有」と記載がある。	
利用者負担額上限管理事業者名		特記事項欄	
特記事項欄 地域生活支援事業との合算あり		予備欄 障害福祉サービス費との合算あり	
		地域生活支援事業の支給決定内容	
		サービス種別	
		支給量等	
		支給決定期間	
予備欄			

※ 利用者負担上限額管理対象者が障害福祉サービスと地域生活支援事業を併用している場合、両方の受給者証に利用者負担上限額管理対象者である記載があり、予備欄に「地域生活支援事業との合算あり」もしくは「障害福祉サービスとの合算あり」という記載がある。

【上限額管理対象者の判定】



4 上限額管理事業所の優先順序について

上限額管理事業所となる事業所については、提供されるサービス量（標準的な報酬額の多寡）、生活面を含めた利用者との関係性（利用者負担を徴収する便宜）、サービス管理責任者の配置の有無や事務処理体制等を総合的に勘案し、以下の順序とする。

なお、受給者証番号ごとに管理するため、障害児通所支援は、障害福祉サービス及び地域生活支援事業と別に管理することとなる。

ただし、障害福祉サービスと地域生活支援事業を併用している利用者であって、障害福祉サービス事業者が1ヵ所のみの場合は、地域生活支援事業の事業所から上限額管理事業所を定める。

また、障害福祉サービス（短期入所のみ）と地域生活支援事業を支給されている利用者については、月により短期入所のサービス利用がない場合も想定されるので、地域生活支援事業の事業所から上限額管理事業者を定めるものとし、短期入所の利用がない月及び短期入所の利用が1ヵ所のみの場合は、上限額管理事業所となった地域生活支援事業所が上限額管理を行う。複数の短期入所の利用がある月は、月のうち最後に利用した短期入所事業所が上限額管理を行う。

（※5ページ【障害福祉サービスと地域生活支援事業を併用している場合の例外について】を参照のこと。）

【上限額管理優先順序】

優先順序	優先的に上限額管理事業者となるもの			
障害福祉サービス、 障害児通所支援	1	居住系サービス提供事業所 (施設入所支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助)		
	2	日中活動系サービス提供事業所 (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービス)		
	3	訪問系サービス提供事業所 (居宅介護、重度訪問介護、行動援護)	1	利用者に同一事業所で複数の訪問系サービスを提供する事業所
			2	重度訪問介護事業所
			3	居宅介護事業所
4			行動援護事業所	
	(保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援)			
4	短期入所サービス提供事業所			
地域生活支援事業	5	居住系サービス提供事業所 (福祉ホーム)		
	6	日中活動系サービス提供事業所 (地域活動支援センター、タイムケア)		
	7	訪問系サービス提供事業所 (移動支援、訪問入浴)		
	8	日中短期入所サービス提供事業所		

I 利用者負担上限額管理事務について

👓 Point

- 重度障害者等包括支援、療養介護の利用者については、一の事業所からのサービス利用となるため、上限額管理を要しない。
 - 同じ順序で複数の事業所が存在する場合は、原則として契約量の多い事業者を上限額管理事業者とする。
 - 短期入所・日中短期入所事業所が上限額管理事業者となる場合で、複数の短期入所・日中短期入所事業所を利用した場合には、当該月の最後の提供事業所が管理を行う。
- ※ この場合、上限額管理事業者となった短期入所事業所は、国保連合会審査に必要ですので、利用翌月の初日までに市障害福祉課に連絡（tel：079-221-2454）してください。なお、連絡にあたっては届出書・受給者証は必要ありません。

👓 Point

【障害福祉サービスと地域生活支援事業を併用している場合の例外について】

- 障害福祉サービスと地域生活支援事業を併用している利用者であって、障害福祉サービス事業所が1ヵ所の場合のみは、地域生活支援事業の事業所が上限額管理を行う。
(※ 国保連において、上限額管理加算の算定ができないため)
- ア 居宅介護A、短期入所B、地域活動支援センターC、移動支援Dを利用した場合
→Bの利用がない月は、Cが上限額管理事業者
- イ 短期入所A、地域活動支援センターB、移動支援Cを利用した場合
→Bが上限額管理事業者
- ウ 短期入所A、短期入所B、地域活動支援センターC、移動支援Dを利用した場合
→A、Bのどちらかのみ、またはどちらも利用のない月はCが上限額管理事業者

5 利用者負担上限額管理事業所の届出

(1) 上限額管理事業所となった場合の届出

障害福祉サービス受給者証・地域生活支援事業受給者証の確認、利用者本人からの聞き取り等（他のサービスを受ける予定はないか？他の事業所と契約する予定はないか？受給者証に記載された事業所の中で契約変更や契約終了したものについて未記載のものはないか？等）を行い、上記4の優先順位から上限額管理事業所となる場合は、利用者に上限額管理事業所となる旨を説明し、「利用者負担上限額管理事務（変更）届出書」に障害福祉サービス受給者証・地域生活支援事業受給者証を添付して、上限額管理事業所となった日、または変更の日から5日以内に市へ届け出る。市は届出のあった上限額管理事業所名を障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証に記載し、返却する。

ただし、短期入所事業所が上限額管理事業所となる場合は、届出は不要とする。（※7ページ【短期入所・日中短期入所の上限額管理事業所について】を参照のこと。）

(2) 上限額管理事業所の決定から届出の流れ

① 利用者との契約（契約支給量の変更も含む）



② 受給者証、利用者からの聴き取りにより、上限額管理事業所となるかどうかを確認する。
（確認のポイント）①当該利用者が、上限額管理事務の対象者であるか？
②利用者が契約する事業所の中で、優先順序が一番高い事業所であるか？



③ 上限額管理事業所となった事業者は、利用者にその旨を説明し、「利用者負担上限額管理事務（変更）届出書」の利用者の承諾欄の署名を受け、受給者証を利用者から預かる。



④ 「利用者負担上限額管理事務（変更）届出書」を障害福祉サービス受給者証・（障害児）通所受給者証及び地域生活支援受給者証を添えて、上限額管理事業所となった日、または変更の日から5日以内に市障害福祉課へ提出する。
※ 受給者証は、他の事業所との契約内容の記載も完了させておく。



⑤ 市障害福祉課が上限額管理事業所を受給者証へ記載し、事業所へ返却する。事業所は、記載後の受給者証を利用者へ返却する。

I 利用者負担上限額管理事務について

Point

- 利用者が新たに障害福祉サービス・障害児通所支援及び地域生活支援事業の支給決定を受け、上限額管理事業者の変更が必要となった場合は、変更後の上限額管理事業所が届け出ること。
- 上限額管理事業所の変更は、障害福祉サービスの契約等に伴うので随時変更されるものであるが、請求に当たっては、サービス利用月の月末時点での上限額管理事業所が、当月の上限額管理事務を行うこと。

【利用者負担上限額管理事務（変更）届出書】

障害福祉サービス

利用者負担上限額管理事務（変更）届出書

(あて先) 姫路市長

支給決定障害者等氏名	受給者番号																																																
フリガナ	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">生 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">昭・平・令</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> </table>													生 年 月 日												昭・平・令												年 月 日											
生 年 月 日																																																	
昭・平・令																																																	
年 月 日																																																	
<p>下記の指定サービス事業者が利用者負担の上限額管理を行うことを承諾します。</p> <p>また、利用者負担の上限額管理のために、私にサービスを提供した事業所が下記届出事業者にサービス利用状況等を情報提供することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名</p>																																																	
利用者負担上限額管理を行う（変更した）事業者																																																	
<p>上記の者の利用者負担上限額管理事務を、責任を持って行うことを届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">事業所番号 事業所の名称 所在地 連絡先 () -</p>																																																	
変	変更年月日																																																
更	事業所変更の場合の事由等 <small>※変更の場合は必ず記入してください。</small>																																																
変更前の事業者への連絡 (<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未)																																																	

- 1 この届出書は、利用者負担の上限額管理を行う事業者が決まり次第、障害福祉サービス受給者証を添えて、障害福祉課へ提出してください。
- 2 利用者負担の上限額管理事業者の変更が生じた場合は、変更年月日を記入の上、障害福祉サービス受給者証を（変更前の上限額管理者が地域生活支援事業者であった場合は、地域生活支援事業受給者証も）添えて、障害福祉課へ提出してください。
- 3 届出書の届出がない場合、該当利用者利用者負担額を一旦全額負担していただくことがあります。

姫路市障害福祉課 電話 (079) 221-2454

 Point

【短期入所・日中短期入所の上限額管理事業所について】

- 短期入所及び日中短期入所の決定のみを受けている場合については、サービスの利用が不定期であるため、上限額管理事業所を受給者証に記載しません。
 - また、障害福祉サービス受給者証において、短期入所の決定のみを受け、かつ地域生活支援事業受給者証において日中短期入所以外のサービスの利用がある場合は、地域生活支援事業において日中短期入所以外のサービスを提供する事業所が受給者証に上限額管理事業所として記載され、負担上限の管理を行うこととなります（地域生活支援事業受給者証において日中短期入所以外にサービスの支給決定を受けていても、当該事業について、契約を締結していない場合は、上限額管理事業所は記載されません。）。
 - ただし、複数の短期入所サービス事業所の利用があった月に限っては、短期入所サービスの提供事業所（当該月の最後にサービスを行った短期入所事業者）が当該月についてのみ上限額管理事業所となり、地域生活支援事業のサービスも含めて上限管理を行います。
- ※ この場合、上限額管理事業所となった短期入所事業者は、国保連合会審査に必要ですので、利用翌月の初日までに市障害福祉課に連絡（tel：079-221-2454）してください。なお、連絡にあたっては届出書・受給者証は必要ありません。

I 利用者負担上限額管理事務について

6 利用者負担額一覧表の作成について

(1) 利用者負担額一覧表とは

上限額管理事業所が、上限額管理対象者の各サービス提供月における利用者負担額（1割負担額）を集約し、当該利用者が各月に支払う利用者負担額が負担上限月額を超えないよう調整する（上限額管理事務を行う）ため、上限額管理事業所以外の事業所（他事業所）が上限額管理事業所に提出する上限額管理対象者の利用者負担額の一覧表である。

(2) 作成者

上限額管理事業所以外の事業所（他事業所）

（上限額管理対象者にサービス提供を行う事業所（上限額管理事業所を除く。））

※ 姫路市においては、地域生活支援事業者を含む。

利用者負担額一覧表														
								平成 年 月 日						
(提供先) _____ 下記のとおり提供します。														
		事業所番号												
		住所 (所在地)												
		電話番号												
		名称												
平成		年		月		分								
事業種別 (障害福祉サービス * 地域生活支援事業) ※どちらかに○をつける														
項番 支給決定障害者等欄														
1	市町村番号									総費用額		提供サービス		
	受給者番号									利用者負担額				
	氏名													
2	市町村番号									総費用額		提供サービス		
	受給者番号									利用者負担額				
	氏名													
3	市町村番号									総費用額		提供サービス		
	受給者番号									利用者負担額				
	氏名													
4	市町村番号									総費用額		提供サービス		
	受給者番号									利用者負担額				
	氏名													
5	市町村番号									総費用額		提供サービス		
	受給者番号									利用者負担額				
	氏名													
6	市町村番号									総費用額		提供サービス		
	受給者番号									利用者負担額				
	氏名													
7	市町村番号									総費用額		提供サービス		
	受給者番号									利用者負担額				
	氏名													
8	市町村番号									総費用額		提供サービス		
	受給者番号									利用者負担額				
	氏名													
9	市町村番号									総費用額		提供サービス		
	受給者番号									利用者負担額				
	氏名													
10	市町村番号									総費用額		提供サービス		
	受給者番号									利用者負担額				
	氏名													

※事業所番号ごとに記載してください。
 ※必ず、障害福祉サービスか、地域生活支援事業かに○をつけてください。

(3) 記載要領

利用者負担額一覧表																					
										平成	年	月	日								
(提供先) <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 15px; margin: 5px auto; text-align: center;">①</div> 下記のとおり提供します。 <div style="border: 1px solid black; width: 200px; height: 15px; margin: 5px auto; text-align: center;">②</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 200px; border: 1px solid black; margin: 5px auto;"> 平成 年 月分 </div>										事業者欄 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px;">事業所番号</td> <td style="width: 100px;"></td> </tr> <tr> <td>住所 (所在地)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td></td> </tr> </table>		事業所番号		住所 (所在地)		電話番号		名称		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ③ </div>	
事業所番号																					
住所 (所在地)																					
電話番号																					
名称																					
事業種別 (障害福祉サービス * 地域生活支援事業) ※どちらかに○をつける ④																					

- ① 提供先
 情報提供を行う上限額管理事業所名を記載する。
- ② サービス提供年月
 当該サービスを提供した年月を和暦で記載すること。
- ③ 事業者欄
 - 事業所番号 一覧表を作成する事業所の指定事業所番号を記載する。
 - 住所（所在地） 主たる事業所の郵便番号と所在地を記載する。
 - 電話番号 主たる事業所の電話番号を記載する。
 - 名称 主たる事業所の名称として届け出た名称を使用する。
- ④ 事業種別
 障害福祉サービス、地域生活支援事業のいずれかに○を記載する。

支給決定障害者等欄													
項番	市町村番号	①	/	/	/	/	/	/	総費用額	④	提供サービス	⑥	
1	受給者番号	②	/	/	/	/	/	利用者負担額	⑤				
	氏名	③											

- ① 市町村番号
 上限額管理対象者の受給者証に記載された支給決定市町村の市町村番号を記載する。
- ② 受給者証番号
 上限額管理対象者の受給者証番号を記載する。
- ③ 氏名
 上限額管理対象者の受給者証に記載された支給決定障害者等の氏名を記載する。
- ④ 総費用額
 事業所番号単位（明細書単位）で合計した利用者にかかるサービス提供月における明細書の総費用額を記載する。

7 利用者負担上限額管理結果票

(1) 利用者負担上限額管理結果票とは

上限額管理事業所が、上限額管理対象者の各サービス提供月における利用者負担額（1割負担額）を集約し、当該利用者が各月に支払う利用者負担額が負担上限月額を超えないよう調整する（上限額管理事務を行う）ために作成する様式であり、他事業所から利用者負担額一覧表の提出を受けて作成し、その結果を他事業所に通知する。

(2) 作成者

上限額管理事業所

(3) 作成する単位

上限額管理対象者（支給決定障害者等）ごとに作成する。

利用者負担上限額管理結果票										
								平成	年	月分
市 町 村 番 号								指定事業所番号		
受給者証番号								管理事業所 事業所及びその事業所の名称		
支給決定障害者等氏名										
支給決定に係る障害児氏名										
利用者負担上限月額										
I 障害福祉サービス										
利用者負担上限額管理結果(障害福祉サービス)										
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。										
利用者負担額集計・調整額	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	5		
	事業所名称									
	総費用額									
	利用者負担額									
	管理結果	利用者負担額								
介護給付費等										
利用者負担額集計・調整額	項番	事業所番号	6	7	8	9	合計			
	事業所名称									
	総費用額									
	利用者負担額									
	管理結果	利用者負担額								
介護給付費等										
II 地域生活支援事業										
利用者負担上限額管理結果(地域生活支援事業)										
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。										
利用者負担額集計・調整額	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	5		
	事業所名称									
	総費用額									
	利用者負担額									
	管理結果	利用者負担額								
介護給付費等										
利用者負担額集計・調整額	項番	事業所番号	6	7	8	9	合計			
	事業所名称									
	総費用額									
	利用者負担額									
	管理結果	利用者負担額								
介護給付費等										
上記内容について確認しました。										
平成 年 月 日 支給決定障害者等氏名 印										

I 利用者負担上限額管理事務について

(4) 記載要領

利用者負担上限額管理結果票										①										
										平成		年		月	分					
②																				
市	町	村	番	号						管理事業所	指定事業所番号									
受給者証番号											事業所及びその事業所の名称									
支給決定障害者等氏名																				
支給決定に係る障害児氏名																				
利用者負担上限月額										③					④					

① サービス提供年月

当該サービスを提供した年月を和暦で記載すること。

② 支給決定障害者等欄

○ 市町村番号

上限額管理対象者の受給者証に記載された支給決定市町村の市町村番号を記載する。

○ 受給者証番号

上限額管理対象者の受給者証番号を記載する。

○ 支給決定障害者等氏名

上限額管理対象者の受給者証に記載された支給決定障害者等の氏名を記載する。

○ 支給決定に係る障害児氏名

上限額管理対象者が障害児の保護者である場合は、上限額管理対象者の受給者証に記載された支給決定に係る障害児の氏名を記載する。

③ 利用者負担上限月額

上限額管理対象者の受給者証に記載された負担上限月額を記載する。

④ 管理事業所欄

○ 指定事業所番号

上限額管理事業所の指定事業所番号を記載する。

○ 事業者及びその事業所の名称

上限額管理事業所の事業所名並びに主たる事業所として届け出た名称、所在地、郵便番号及び問い合わせ用の電話番号を記載する。

I 障害福祉サービス	
利用者負担上限額管理結果(障害福祉サービス)	①
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。	
II 地域生活支援事業	
利用者負担上限額管理結果(地域生活支援事業)	①
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。	

① 利用者負担上限額管理結果

該当する上限額管理の結果を番号で記載する。

- 「1」・・・管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
- 「2」・・・利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。
- 「3」・・・利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

利用者負担額集計・調整欄	項番	事業所番号	1	①	2	3	4	合計
	事業所名称	②						
	総費用額	③						
	利用者負担額	④						⑦
	管理結果	利用者負担額	⑤					
		介護給付費等	⑥					
上記内容について確認しました。								
平成 年 月 日								
支給決定障害者等氏名							印	⑧

利用者負担額集計・調整欄

上限額管理対象者にサービス提供した事業所を、事業所番号単位で、利用者負担額を徴収する順序により、上段左欄から下段右欄へ順に記載する。(※4ページ【上限額管理優先順序】を参照のこと。)

利用者負担額の合計が負担上限月額を超える場合は、優先順序に従い各事業所が徴収する利用者負担額を調整する。

① 事業所番号

他事業所については、利用者負担額一覧表に記載された指定事業所番号を記載する。

② 事業所名称

上限額管理事業所は自らの名称を、他事業所については利用者負担額一覧表に記載された事業所の名称を記載する。

③ 総費用額

- 上限額管理事業所については、事業所番号単位（明細書単位）で合計した総費用額を記載する。
- 他事業所については、利用者負担額一覧表に記載された当該上限額管理対象者に係る総費用額を転記する。

I 利用者負担上限額管理事務について

- ④ 利用者負担額
 - 上限額管理事業所については、事業所番号単位（明細書単位）で合計した利用者負担額（明細書の「上限月額調整」、「調整後利用者負担額」欄の合計額のいずれか低い方の額）を記載する。
 - 他事業所については、利用者負担額一覧表に記載された当該上限額管理対象者に係る利用者負担額を転記する。
- ⑤ 管理結果後利用者負担額
 - ④で記載した各事業所の利用者負担額の合計額が当該上限額管理対象者の負担上限月額を超えるときは、「管理結果」の「利用者負担額」欄を使用して、利用者負担額の調整を行う。
- ⑥ 管理結果後介護給付費等
 - ③の総費用額から⑤の管理結果後利用者負担額を控除した額を記載する。
- ⑦ 合計
 - 各項番の記載額の合計額（横計）を記載する。
 - ※ 「管理結果」の「利用者負担額」欄の合計は、利用者負担上限月額を超えない。
- ⑧ 支給決定障害者等の確認
 - 管理結果票を作成した場合は、上限額管理対象者に内容の確認を求め、署名又は記名押印を受ける。

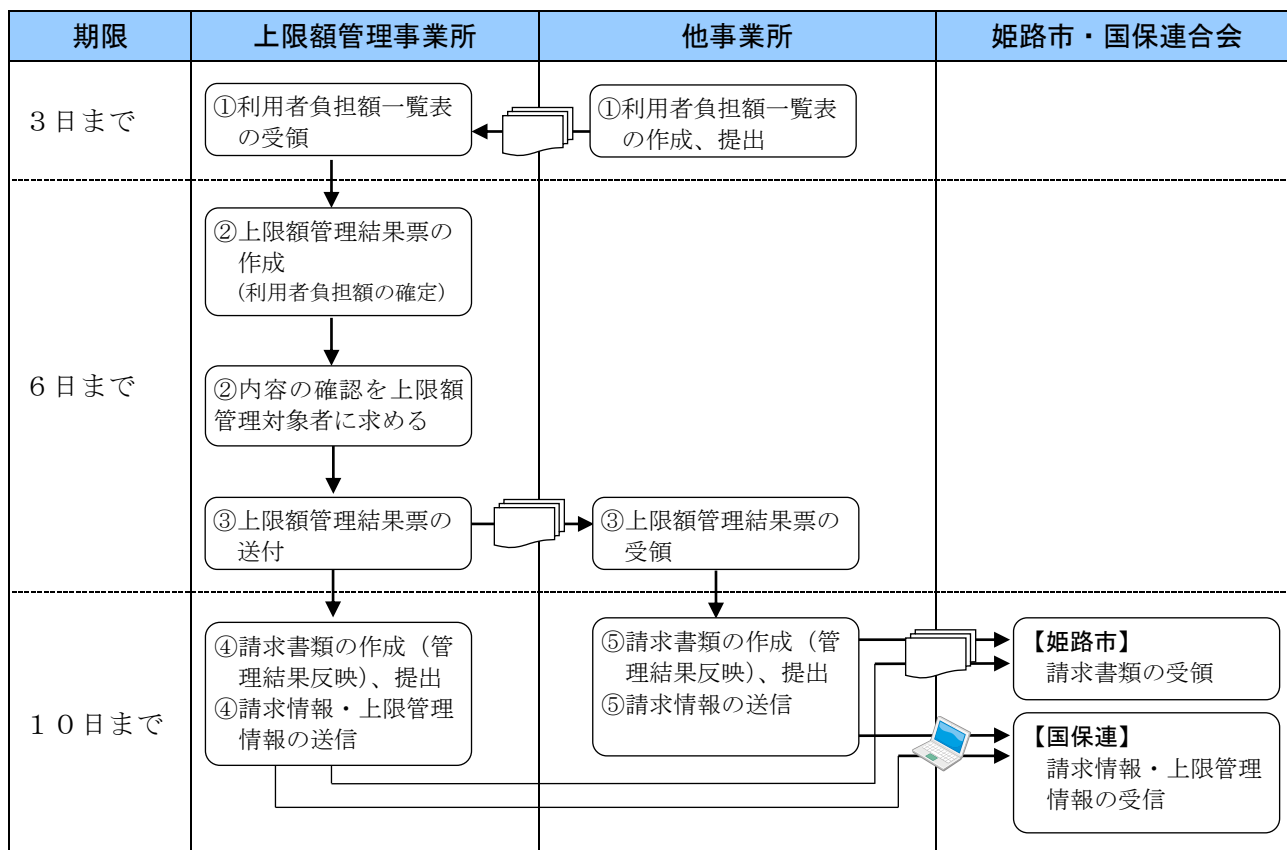
Point

- 障害福祉サービスと地域生活支援事業を併用している場合は、障害福祉サービスが優先して利用者負担額を徴収する。
- 同順序に複数の事業所がある場合は、原則として総費用額の多い順に記載する。

8 上限額管理事務の手順

【上限額管理事業所が短期入所事業所以外の場合】

- ① 上限額管理事業所以外の事業所（他事業所）は毎月3日までに、事業所番号単位で前月サービス提供に係る利用者負担額を算出して、受給者証に記載の上限額管理事業所に「利用者負担額一覧表」を提供する。
- ② 上限額管理事業所は、提供された「利用者負担額一覧表」により「利用者負担上限額管理結果票」を作成し、内容の確認を上限額管理対象者に求める。
- ③ 上限額管理事業所は毎月6日までに、他事業所に「利用者負担上限額管理結果票」を送付する。
- ④ 上限額管理事業所は、上限額管理対象者の明細書に上限管理結果を反映させ、請求書類に利用者負担上限額管理結果票を添付して毎月10日までに市へ提出する。
 ※ 上限管理情報を請求情報と併せて国保連へ送信する。（障害福祉サービスのみ）
- ⑤ 利用者負担上限額管理結果票を受け取った他事業所は、上限額管理対象者の明細書に上限管理結果を反映させ、請求書類に利用者負担上限額管理結果票を添付して毎月10日までに市へ提出する。
 ※ 請求情報を国保連へ送信する。（障害福祉サービス及び障害児通所支援のみ）
 ※ 市への請求書類の提出について、1事業所で障害福祉サービスと地域生活支援事業の両方の事業を利用している方については、どちらの請求にも利用者負担上限額管理結果票を添付すること。



【上限額管理事業所が短期入所事業所である場合】

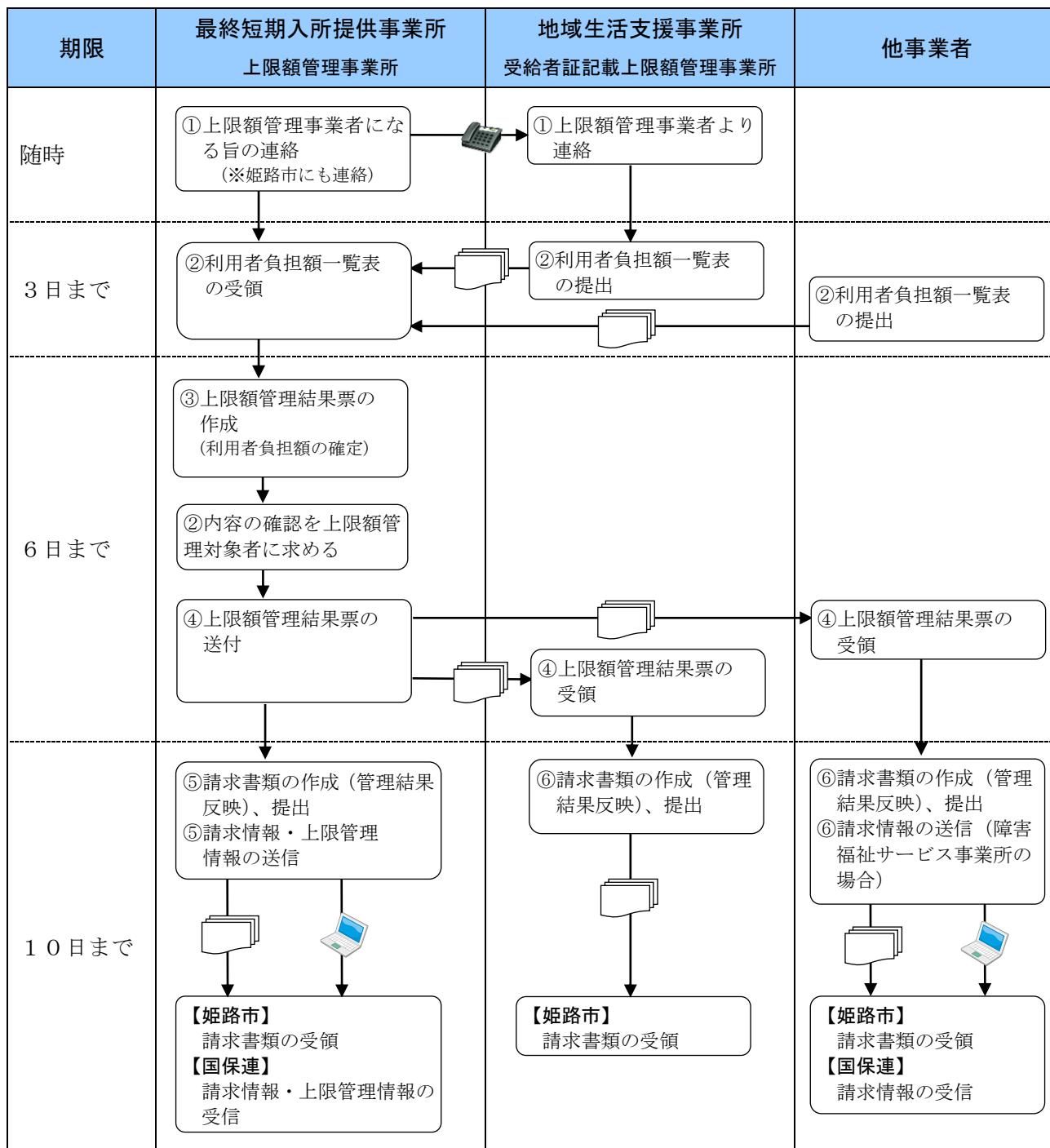
※ 障害福祉サービスの支給決定が短期入所のみであり、複数の短期を利用した場合。

- ① 当月、最後にサービス提供を行った短期入所事業所が、上限額管理事業所となる。地域生活支援事業を併用の場合、上限額管理事業所となった短期入所事業所は、上限額管理事業所となった時点で、受給者証に記載の地域生活支援事業の上限額管理事業所に当月の上限額管理事業所となる旨を連絡する。（※利用翌月の初日までに、市障害福祉課にも連絡する。）
- ② ①の上限額管理事業所以外の他事業所は、毎月3日までに事業所番号単位で前月サービス提供に係る利用者負担額を算出して、①の上限額管理事業所に「利用者負担額一覧表」を提供する。
- ③ 上限額管理事業所は、提供された「利用者負担額一覧表」により「利用者負担上限額管理結果票」を作成し、内容の確認を上限額管理対象者に求める。
- ④ ①の上限額管理事業所は毎月6日までに、他事業所に「利用者負担上限額管理結果票」を送付する。
- ⑤ ①の上限額管理事業所は、上限額管理対象者の明細書に上限管理結果を反映させ、請求書類に利用者負担上限管理結果票を添付して毎月10日までに市へ提出する。

※ 上限管理情報を請求情報と併せて国保連へ送信する。（障害福祉サービスのみ）
- ⑥ 利用者負担上限額管理結果票を受け取った他事業者は、上限額管理対象者の明細書に上限管理結果を反映させ、請求書類に利用者負担上限額管理結果票を添付して毎月10日までに市へ提出する。

※ 請求情報を国保連へ送信する。（障害福祉サービス及び障害児通所支援のみ）

※ 市への請求書類の提出について、1事業所で障害福祉サービスと地域生活支援事業の両方の事業を利用している方については、どちらの請求にも利用者負担上限額管理結果票を添付すること。



※短期入所の利用がなかった場合は、16 ページ【上限額管理事業者が短期入所事業者以外の場合】を参照のこと。

9 上限額管理事務にかかる留意事項

上限額管理事業者は、提供された利用者負担額一覧表を確認し、上限額管理事務を行うことになるが、上限額管理にあたっては、次の点に留意して、利用者負担上限額管理結果票を作成する。

なお、上限額管理事業者となった事業所は、当月、サービス提供がない場合でも、上限額管理事務を行う必要があります。

- ①【管理結果：1】管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。

 Point

上限額管理事業者での利用者負担額が負担上限月額を超える場合には、上限額管理事業者が提供したサービスについてのみ利用者負担額が生じ、他の事業所が提供したサービスについては、利用者負担額は生じない。

- ②【管理結果：2】利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。

 Point

上限額管理事業者での利用者負担額と他の事業者での利用者負担額を合算した結果、負担上限月額に到達しなかった場合、利用者負担額の調整事務は必要ない。合算額と負担上限月額が同額の場合も同様である。

- ③【管理結果：3】利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

 Point

上限額管理事業者の利用者負担額のみでは負担上限月額を超えないが、複数の事業者を利用しており、かつ他の事業者との利用者負担額の合計が負担上限月額を超える場合、調整事務が必要となる。

利用者負担額徴収の優先となるサービスを提供している事業所の順に負担上限額管理結果票に記載していく。優先順序が同一の場合は、同一事業所番号で複数のサービス提供している事業所が優先され、サービス提供が複数であることも同じである場合、サービス総費用額の多い事業所が優先される。

II 上限額管理加算について

1 上限額管理加算の基本的な考え方

障害福祉サービス等に係る上限額管理加算については、利用者が上限額管理事業者以外の障害福祉サービス等を利用した際に、上限額管理事業者が上限額管理を行った場合に算定する。負担額が上限額を超えているか否かは算定の条件としない。

(※障害福祉サービスと地域生活支援事業を併用する利用者については、4 ページ「I 4 上限額管理事業所の優先順序について」、5 ページ「【障害福祉サービスと地域生活支援事業を併用している場合の例外について】」及び 26 ページ「III 3 障害福祉サービス事業所、地域生活支援事業所の場合（障害福祉サービス事業所が1カ所の場合）」を参照のこと。)

Point

【利用者負担上限額管理加算単価】

1回につき150単位（月1回を限度とする。）

○障害福祉サービスで上限額管理加算を算定できるサービス・・・

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、自立生活援助、

○障害児支援で上限額管理加算を算定できるサービス・・・

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

○地域生活支援事業で上限額管理加算を算定できるサービス・・・

移動支援、地域活動支援センター、訪問入浴、タイムケア

※ 上限額管理事業者が同一事業所において、障害福祉サービス事業と地域生活支援事業を一体的に行っている場合、当月の利用が、

- ・障害福祉サービスにおける利用が上限額管理事業者のみであり、
- ・地域生活支援事業の利用が当該事業所のみの場合、調整が生じた場合でも利用者負担上限額管理加算は算定できません。

Ⅲ 上限額管理結果の選択方法（例）

Ⅲ 上限額管理結果の選択方法（例）

姫路市では障害福祉サービスと、地域生活支援事業を併せて利用者負担上限月額管理の対象としていますが、国保連に送信する情報としては、障害福祉サービスに関する管理結果のみになります。

1 全て障害福祉サービス事業所または障害児支援の場合

【管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない場合】

利用者負担上限月額		3,000								
I 障害福祉サービス										
利用者負担上限額管理結果(障害福祉サービス)		1								
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。										
利用者負担額集計・調整結果	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計		
	事業所名称		A事業所		B事業所		C事業所			
	総費用額		50,000		40,000		30,000		120,000	
	利用者負担額		3,000		3,000		3,000		9,000	
	管理利用者負担額		3,000		0		0		3,000	
	結果介護給付費等		47,000		40,000		30,000		117,000	
II 地域生活支援事業										
利用者負担上限額管理結果(地域生活支援事業)										
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。										
利用者負担額集計・調整結果	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計		
	事業所名称									
	総費用額									
	利用者負担額									
	管理利用者負担額									
	結果介護給付費等									

→ 国保連に送る管理結果「1」

【利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない場合】

利用者負担上限月額		3,000								
I 障害福祉サービス										
利用者負担上限額管理結果(障害福祉サービス)		2								
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。										
利用者負担額集計・調整結果	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計		
	事業所名称		A事業所		B事業所					
	総費用額		15,000		10,000				25,000	
	利用者負担額		1,500		1,000				2,500	
	管理利用者負担額		1,500		1,000				2,500	
	結果介護給付費等		13,500		9,000				22,500	
II 地域生活支援事業										
利用者負担上限額管理結果(地域生活支援事業)										
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。										
利用者負担額集計・調整結果	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計		
	事業所名称									
	総費用額									
	利用者負担額									
	管理利用者負担額									
	結果介護給付費等									

→ 国保連に送る管理結果「2」

【利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過する場合】

	利用者負担上限月額	3,000							
I 障害福祉サービス									
		利用者負担上限額管理結果(障害福祉サービス)	3						
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。									
利用者負担額集計・調整結果	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計	
	事業所名称		A事業所		B事業所				
	総費用額		21,500		15,000				
	利用者負担額		2,150		1,500				
	管理利用者負担額		2,150		850				
	結果 介護給付費等		19,350		14,150				
II 地域生活支援事業									
		利用者負担上限額管理結果(地域生活支援事業)							
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。									
利用者負担額集計・調整結果	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計	
	事業所名称								
	総費用額								
	利用者負担額								
	管理利用者負担額								
	結果 介護給付費等								

→ 国保連に送る管理結果「3」

※ 国保連へ上限額管理加算を請求する。

Ⅲ 上限額管理結果の選択方法（例）

2 障害福祉サービス事業所、地域生活支援事業所の場合

（障害福祉サービス事業所が複数の場合）

【管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない場合】

利用者負担上限月額		3,000						
I 障害福祉サービス								
利用者負担上限額管理結果(障害福祉サービス)		1						
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。								
利用者負担額集計・調整結果	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計
	事業所名称	A事業所		B事業所				
	総費用額	50,000		30,000				80,000
	利用者負担額	3,000		3,000				6,000
	管理結果	利用者負担額	3,000		0			3,000
		介護給付費等	47,000		30,000			77,000
II 地域生活支援事業								
利用者負担上限額管理結果(地域生活支援事業)		1						
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。								
利用者負担額集計・調整結果	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計
	事業所名称			C事業所				
	総費用額			20,000				20,000
	利用者負担額			2,000				2,000
	管理結果	利用者負担額			0			0
		介護給付費等			20,000			20,000

→ 国保連へは管理結果「1」で障害福祉サービス分のみの管理結果を送る。

※ 姫路市への紙請求は、地域生活支援事業を含めた管理結果「1」となる。

【利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない場合】

利用者負担上限月額		3,000						
I 障害福祉サービス								
利用者負担上限額管理結果(障害福祉サービス)		2						
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。								
利用者負担額集計・調整結果	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計
	事業所名称	A事業所		B事業所				
	総費用額	10,000		8,000				18,000
	利用者負担額	1,000		800				1,800
	管理結果	利用者負担額	1,000		800			1,800
		介護給付費等	9,000		7,200			16,200
II 地域生活支援事業								
利用者負担上限額管理結果(地域生活支援事業)		2						
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。								
利用者負担額集計・調整結果	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計
	事業所名称			C事業所				
	総費用額			7,000				7,000
	利用者負担額			700				700
	管理結果	利用者負担額			700			700
		介護給付費等			6,300			6,300

→ 国保連へは管理結果「2」で障害福祉サービス分のみの管理結果を送る。

※ 姫路市への紙請求は、地域生活支援事業を含めた管理結果「2」となる。

【利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過する場合】

① 障害福祉サービス事業所で上限を超過する場合

利用者負担上限月額	3,000								
I 障害福祉サービス									
利用者負担上限額管理結果(障害福祉サービス)					3				
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。									
利用者負担額集計・調整額	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計	
	事業所名称		A事業所		B事業所				
	総費用額		21,500		15,000				36,500
	利用者負担額		2,150		1,500				3,650
	管理利用者負担額		2,150		850				3,000
	結果 介護給付費等		19,350		14,150				33,500
II 地域生活支援事業									
利用者負担上限額管理結果(地域生活支援事業)					3				
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。									
利用者負担額集計・調整額	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計	
	事業所名称				C事業所				
	総費用額				10,000				10,000
	利用者負担額				1,000				1,000
	管理利用者負担額				0				0
	結果 介護給付費等				10,000				10,000

→ 国保連へは管理結果「3」で障害福祉サービス分だけの管理結果を送る。

- ※ 障害福祉サービスで利用者負担上限月額を超えるため、国保連へ上限額管理加算を請求する。
- ※ 姫路市への紙請求は、地域生活支援事業を含めた管理結果「3」となる。

② 地域生活支援事業所で上限を超過する場合

利用者負担上限月額	3,000								
I 障害福祉サービス									
利用者負担上限額管理結果(障害福祉サービス)					2				
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。									
利用者負担額集計・調整額	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計	
	事業所名称		A事業所		B事業所				
	総費用額		15,000		10,000				25,000
	利用者負担額		1,500		1,000				2,500
	管理利用者負担額		1,500		1,000				2,500
	結果 介護給付費等		13,500		9,000				22,500
II 地域生活支援事業									
利用者負担上限額管理結果(地域生活支援事業)					3				
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。									
利用者負担額集計・調整額	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計	
	事業所名称				C事業所				
	総費用額				10,000				10,000
	利用者負担額				1,000				1,000
	管理利用者負担額				500				500
	結果 介護給付費等				9,500				9,500

→ 障害福祉サービスの結果だけからすると利用者負担額は2,500円となり、負担上限月額以下のため、国保連へは管理結果「2」で障害福祉サービス分だけの管理結果を送る。

- ※ 姫路市への紙請求は、地域生活支援事業を含めた管理結果「3」となる。

Ⅲ 上限額管理結果の選択方法（例）

3 障害福祉サービス事業所、地域生活支援事業所の場合

（障害福祉サービス事業所が1ヵ所の場合）

【障害福祉サービス事業所で利用者負担額を充当した場合】

利用者負担上限月額		3,000								
I 障害福祉サービス										
利用者負担上限額管理結果(障害福祉サービス)		1								
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。										
利用者負担額集計・調整額	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計		
	事業所名称				A事業所					
	総費用額				50,000				50,000	
	利用者負担額				5,000				5,000	
	管理結果	利用者負担額				3,000				3,000
		介護給付費等				47,000				47,000
II 地域生活支援事業										
利用者負担上限額管理結果(地域生活支援事業)		1								
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。										
利用者負担額集計・調整額	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計		
	事業所名称		B事業所		C事業所					
	総費用額		20,000		10,000				30,000	
	利用者負担額		2,000		1,000				3,000	
	管理結果	利用者負担額		0		0				0
		介護給付費等		2,000		1,000				3,000

→ 障害福祉サービスの結果だけからすると、上限額管理の必要はなく、国保連へは管理結果を送る必要はない。

※ 上限管理は、地域生活支援事業所が行う。上限管理加算は、地域生活支援事業の事業所で算定する。

【利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない場合】

利用者負担上限月額		3,000								
I 障害福祉サービス										
利用者負担上限額管理結果(障害福祉サービス)		2								
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。										
利用者負担額集計・調整額	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計		
	事業所名称				A事業所					
	総費用額				5,000				5,000	
	利用者負担額				500				500	
	管理結果	利用者負担額				500				500
		介護給付費等				4,500				4,500
II 地域生活支援事業										
利用者負担上限額管理結果(地域生活支援事業)		2								
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。										
利用者負担額集計・調整額	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計		
	事業所名称		B事業所		C事業所					
	総費用額		5,000		5,000				10,000	
	利用者負担額		500		500				1,000	
	管理結果	利用者負担額		500		500				1,000
		介護給付費等		4,500		4,500				9,000

→ 障害福祉サービスの結果だけからすると、上限額管理の必要はなく、国保連へは管理結果を送る必要はない。

※ 上限管理は、地域生活支援事業所が行う。上限管理加算は、地域生活支援事業の事業所で算定する。

【利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過する場合】

利用者負担上限月額		3,000							
I 障害福祉サービス									
利用者負担上限額管理結果(障害福祉サービス)		2							
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。									
利用者負担額集計・調整額	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計	
	事業所名称		A事業所						
	総費用額		10,000					10,000	
	利用者負担額		1,000					1,000	
	管理結果	利用者負担額		1,000					1,000
		介護給付費等		9,000					9,000
II 地域生活支援事業									
利用者負担上限額管理結果(地域生活支援事業)		3							
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。									
利用者負担額集計・調整額	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計	
	事業所名称		B事業所		C事業所				
	総費用額		50,000		5,000			55,000	
	利用者負担額		5,000		500			5,500	
	管理結果	利用者負担額		2,000		0			2,000
		介護給付費等		48,000		5,000			53,000

→ 障害福祉サービスの結果だけからすると、上限額管理の必要はなく、国保連へは管理結果を送る必要はない。

※ 上限管理は、地域生活支援事業所が行う。上限管理加算は、地域生活支援事業の事業所で算定する。

Ⅲ 上限額管理結果の選択方法（例）

4 全て地域生活支援事業所の場合

【管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない場合】

利用者負担上限月額		3,000						
I 障害福祉サービス								
利用者負担上限額管理結果(障害福祉サービス)								
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。								
利用者負担額集計・調整結果	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計
	事業所名称							
	総費用額							
	利用者負担額							
	管理結果	利用者負担額						
		介護給付費等						
II 地域生活支援事業								
利用者負担上限額管理結果(地域生活支援事業)								
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。								
利用者負担額集計・調整結果	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計
	事業所名称		A事業所	B事業所	C事業所			
	総費用額		30,000	20,000	10,000			60,000
	利用者負担額		3,000	2,000	1,000			6,000
	管理結果	利用者負担額	3,000	0	0			3,000
		介護給付費等	27,000	20,000	10,000			57,000

→ 管理結果「1」

【利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない場合】

利用者負担上限月額		3,000						
I 障害福祉サービス								
利用者負担上限額管理結果(障害福祉サービス)								
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。								
利用者負担額集計・調整結果	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計
	事業所名称							
	総費用額							
	利用者負担額							
	管理結果	利用者負担額						
		介護給付費等						
II 地域生活支援事業								
利用者負担上限額管理結果(地域生活支援事業)								
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。								
利用者負担額集計・調整結果	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計
	事業所名称		A事業所	B事業所				
	総費用額		15,000	10,000				25,000
	利用者負担額		1,500	1,000				2,500
	管理結果	利用者負担額	1,500	1,000				2,500
		介護給付費等	13,500	9,000				22,500

→ 管理結果「2」

【利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過する場合】

利用者負担上限月額	3,000																																																
I 障害福祉サービス																																																	
利用者負担上限額管理結果(障害福祉サービス)																																																	
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。																																																	
利用者負担額集計・調整結果	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>事業所番号</th> <th>1</th> <th>管理事業所</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>事業所名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>総費用額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用者負担額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理結果</td> <td>利用者負担額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>結果</td> <td>介護給付費等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計		事業所名称								総費用額								利用者負担額							管理結果	利用者負担額							結果	介護給付費等						
項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計																																										
	事業所名称																																																
	総費用額																																																
	利用者負担額																																																
管理結果	利用者負担額																																																
結果	介護給付費等																																																
II 地域生活支援事業																																																	
利用者負担上限額管理結果(地域生活支援事業)																																																	
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。																																																	
利用者負担額集計・調整結果	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項番</th> <th>事業所番号</th> <th>1</th> <th>管理事業所</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>事業所名称</td> <td></td> <td>A事業所</td> <td>B事業所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>総費用額</td> <td></td> <td>21,500</td> <td>15,000</td> <td></td> <td></td> <td>36,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>利用者負担額</td> <td></td> <td>2,150</td> <td>1,500</td> <td></td> <td></td> <td>3,650</td> </tr> <tr> <td>管理結果</td> <td>利用者負担額</td> <td></td> <td>2,150</td> <td>850</td> <td></td> <td></td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>結果</td> <td>介護給付費等</td> <td></td> <td>19,350</td> <td>14,150</td> <td></td> <td></td> <td>33,500</td> </tr> </tbody> </table>	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計		事業所名称		A事業所	B事業所					総費用額		21,500	15,000			36,500		利用者負担額		2,150	1,500			3,650	管理結果	利用者負担額		2,150	850			3,000	結果	介護給付費等		19,350	14,150			33,500
項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	合計																																										
	事業所名称		A事業所	B事業所																																													
	総費用額		21,500	15,000			36,500																																										
	利用者負担額		2,150	1,500			3,650																																										
管理結果	利用者負担額		2,150	850			3,000																																										
結果	介護給付費等		19,350	14,150			33,500																																										

→ 管理結果「3」

利用者負担上限額管理事務（変更）届出書

(あて先) 姫路市長

支給決定障害者等氏名		受給者番号																																	
フリガナ		<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> <tr> <td colspan="4">生</td><td colspan="2">年</td><td colspan="2">月</td> </tr> <tr> <td colspan="4">大・昭・平</td><td colspan="2">年</td><td colspan="2">月</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> </td><td colspan="2">日</td><td colspan="2">日</td> </tr> </table>										生				年		月		大・昭・平				年		月						日		日	
生				年		月																													
大・昭・平				年		月																													
				日		日																													
下記の指定サービス事業者が利用者負担の上限額管理を行うことを承諾します。 また、利用者負担の上限額管理のために、私にサービスを提供した事業所が下記届出事業者にサービス利用状況等を情報提供することに同意します。																																			
住所		平成 年 月 日																																	
電話 () -																																			
氏名		印																																	
利用者負担上限額管理を行う（変更した）事業者																																			
上記の者の利用者負担上限額管理事務を、責任を持って行うことを届け出ます。																																			
上限額管理事業所所在地及び連絡先		平成 年 月 日																																	
() -																																			
上限額管理事業者となる事業所の名称		印																																	
変 更	変更年月日	平成 年 月 日																																	
	事業者変更の場合の事由等 ※ 変更の場合は必ず記入してください。																																		
変更前の事業者への連絡 (<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未)																																			
市確認欄																																			

- この届出書は、利用者負担の上限額管理を行う事業者が決まり次第、障害福祉サービス受給者証を添えて、障害福祉課へ提出してください。
- 利用者負担の上限額管理事業者の変更が生じた場合は、変更年月日を記入の上、障害福祉サービス受給者証を（変更前の上限額管理者が地域生活支援事業者であった場合は、地域生活支援事業受給者証も）添えて、障害福祉課へ提出してください。
- この届出書の届出がない場合、該当利用者に利用者負担額を一旦全額負担していただくことがあります。

姫路市障害福祉課 電話(079)221-2454 F A X (079)221-2374

地域生活支援事業

利用者負担上限額管理事務（変更）届出書

(あて先) 姫路市長

支給決定障害者等氏名		受給者番号	
フリガナ			
		生 年 月 日	
		大・昭・平 年 月 日	
下記の地域生活支援事業者が利用者負担の上限額管理を行うことを承諾します。 また、利用者負担の上限額管理のために、私にサービスを提供した事業所が下記届出事業者にサービス利用状況等を情報提供することに同意します。			
住所		平成 年 月 日	
電話 () -			
氏名		印	
利用者負担上限額管理を行う（変更した）事業者			
上記の者の利用者負担上限額管理事務を、責任を持って行うことを届け出ます。			
		平成 年 月 日	
上限額管理事業所所在地及び連絡先			
		() -	
上限額管理事業者となる事業所の名称		印	
変 更	変更年月日	平成 年 月 日	
	事業者変更の場合の事由等 ※ 変更の場合は必ず記入してください。		
変更前の事業者への連絡 (<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未)			
市確認欄			

- この届出書は、利用者負担の上限額管理を行う事業者が決まり次第、地域生活支援事業受給者証を添えて、障害福祉課へ提出してください。
- 利用者負担の上限額管理事業者の変更が生じた場合は、変更年月日を記入の上、地域生活支援事業受給者証を（変更前の上限額管理者が障害福祉サービス事業者であった場合は、障害福祉サービス受給者証も）添えて、障害福祉課へ提出してください。
- この届出書の届出がない場合、該当利用者に利用者負担額を一旦全額負担していただくことがあります。

姫路市障害福祉課 電話(079)221-2454 F A X (079)221-2374

利用者負担額一覧表

平成 年 月 日

(提供先)

下記のとおり提供します。

平成		年		月分	
----	--	---	--	----	--

事業 者	事業所番号																		
	住 所 (所在地)																		
	電話番号																		
	名 称																		

事業種別	(障害福祉サービス * 地域生活支援事業) ※どちらかに○をつける																															
項番	支 給 決 定 障 害 者 等 欄																															
1	市町村番号																			総 費 用 額		提供サービス										
	受給者番号																			利 用 者 負 担 額												
	氏 名																															
2	市町村番号																			総 費 用 額		提供サービス										
	受給者番号																			利 用 者 負 担 額												
	氏 名																															
3	市町村番号																			総 費 用 額		提供サービス										
	受給者番号																			利 用 者 負 担 額												
	氏 名																															
4	市町村番号																			総 費 用 額		提供サービス										
	受給者番号																			利 用 者 負 担 額												
	氏 名																															
5	市町村番号																			総 費 用 額		提供サービス										
	受給者番号																			利 用 者 負 担 額												
	氏 名																															
6	市町村番号																			総 費 用 額		提供サービス										
	受給者番号																			利 用 者 負 担 額												
	氏 名																															
7	市町村番号																			総 費 用 額		提供サービス										
	受給者番号																			利 用 者 負 担 額												
	氏 名																															
8	市町村番号																			総 費 用 額		提供サービス										
	受給者番号																			利 用 者 負 担 額												
	氏 名																															
9	市町村番号																			総 費 用 額		提供サービス										
	受給者番号																			利 用 者 負 担 額												
	氏 名																															
10	市町村番号																			総 費 用 額		提供サービス										
	受給者番号																			利 用 者 負 担 額												
	氏 名																															

※事業所番号ごとに記載してください。
 ※地域生活支援事業のときは、提供サービスは1サービスになります。(事業ごとに事業所番号が違うため)
 ※必ず、障害福祉サービスか、地域生活支援事業かに○をつけてください。

利用者負担上限額管理結果票

平成 年 月 分

市 町 村 番 号		管 理 事 業 所	指定事業所番号	
受 給 者 証 番 号			事 業 所 及 び そ の 事 業 所 の 名 称	
支 給 決 定 障 害 者 等 氏 名				
支 給 決 定 に 係 る 障 害 児 氏 名				

利用者負担上限月額

I 障害福祉サービス

利用者負担上限額管理結果(障害福祉サービス)

- 1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
- 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。
- 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

利 用 者 負 担 額 集 計 ・ 調 整 額	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	5
		事業所名称						
		総費用額						
		利用者負担額						
	管 理 結 果	利用者負担額						
	介護給付費等							

利 用 者 負 担 額 集 計 ・ 調 整 額	項番	事業所番号	6	7	8	9	合 計
		事業所名称					
		総費用額					
		利用者負担額					
	管 理 結 果	利用者負担額					
	介護給付費等						

II 地域生活支援事業

利用者負担上限額管理結果(地域生活支援事業)

- 1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。
- 2 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。
- 3 障害福祉サービスと地域生活支援事業の利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。

利 用 者 負 担 額 集 計 ・ 調 整 額	項番	事業所番号	1	管理事業所	2	3	4	5
		事業所名称						
		総費用額						
		利用者負担額						
	管 理 結 果	利用者負担額						
	介護給付費等							

利 用 者 負 担 額 集 計 ・ 調 整 額	項番	事業所番号	6	7	8	9	合 計
		事業所名称					
		総費用額					
		利用者負担額					
	管 理 結 果	利用者負担額					
	介護給付費等						

上記内容について確認しました。

平成 年 月 日

支給決定障害者等氏名

印